

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

水道カルテ

国交省は、全国の水道事業者等の経営状況と施設の耐震化率を可視化した「水道カルテ」を公表。住民に厳しい現状を知ってもらい、経営改善や耐震化に取り組む。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/13(月) 先勝 成人の日
14(火) 友引
15(水) 先負 芥川賞・直木賞発表
16(木) 仏滅 ガソリン補助縮小
17(金) 大安 防災とボランティアの日、阪神大震災から30年
18(土) 赤口
19(日) 先勝

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/6(月) 39,307 ▼588 157.66 △0.22		
7(火) 40,083 △776 157.48 △0.18		
8(水) 39,981 ▼102 158.11 ▼0.63		
9(木) 39,605 ▼376 158.18 ▼0.07		
10(金) 39,190 ▼415 158.38 ▼0.20		

医療費控除の適用を受ける場合は

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた部分の金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（OTC医薬品の購入費用を対象とした「セルフメディケーション税制」との選択適用）。

適用を受ける場合は医療費の領収書を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。

◆医療費控除を受ける場合の留意点等

◎対象となる医療費……* 医師等に支払う診療・治療の費用、* 入院費用（身の回り品の購入費用などは対象外）、* 通院費（電車等の交通機関を利用した場合に限る）、* 風邪等の治療に必要な市販医薬品の購入費、* 介護に係る一定の費用など、治療等のために必要な費用が対象となります。なお、病気予防や健康増進のための費用（予防接種や健康診断等の費用、ビタミン剤の購入費用等）は対象外です。

◎健診等で疾病が発見された場合……健診等の費用は対象外ですが、健診等により疾病が発見され治療する場合には、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合……入院給付金や高額療養費など医療費を補填する金額がある場合は、対象の医療費から差し引いて計算します。

◎未払いの医療費がある場合……対象となる医療費はその年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外となります。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201502

低未利用土地等の譲渡所得100万円控除制度

全国的に空き地・空き家が増加する中で土地の譲渡を促進するため、個人が都市計画区域内にある譲渡価格500万円以下の低未利用土地等（令和5年以降、市街化区域や用途地域設定区域内等にある場合は800万円以下）を利用意向を示す者へ譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除できる制度が設けられています（適用には自治体の確認を受けることが必要）。

国交省によると令和5年中に自治体が発行した件数は4555件で、全ての都道府県において交付実績がありました。また、1件当たりの譲渡価額は平均278万円であり、31年以上所有している土地等が64%となっています。

労働者死傷病報告等の電子申請が義務化

労働者が労働災害等により死亡又は休業した場合、事業主は所轄の労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

本年1月から災害発生状況をよりの確に把握することなどを目的として報告事項が改正されるとともに、電子申請が義務化されます（電子申請が困難な場合は当面の間、書面による報告も可能）。

また、「定期健康診断結果報告」や「総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告」なども電子申請が義務化されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の適用を受ける場合は

医療費控除は、1月～12月の間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が一定額を超える場合に、所得控除が受けられる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります（領収書は5年間保存が必要）。なお、健康保険組合等から発行される「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付する場合は、通知に記載されている医療費について明細書の記載を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。

◆医療費控除の金額

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額です（最高200万円）。

【（実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額）－10万円※】

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

◎医療費を補填する保険金等がある場合

生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、出産育児一時金などの補填される金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引く必要があります。引ききれない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引きません。

◎未払いの医療費

医療費控除の対象となる医療費は、治療を受けた年に関係なく、その年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は実際に支払われるまで対象にはなりません。

◎クレジットカードにより支払う医療費

クレジットカード会社の引き落としの日ではなく、病院等への支払を精算した年の医療費控除の対象となります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

◆医療費控除の対象になる費用、対象にならない費用

医療費控除の対象となる医療費とは、医師や歯科医師等に支払う診療・治療の費用や、病院までの交通費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象となり、病気予防や健康増進、美容のための費用などは対象になりません。

◎市販の医薬品の購入費用

風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象外です。

◎入院費用

入院の際の部屋代や食事代は対象となりますが、寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用、医師等に対するお礼は対象外です。なお、個室に入院した際の差額ベッド代は、病状などにより個室を使用する必要がある場合は対象ですが、本人や家族の都合で個室を使用する場合は対象外です。

◎通院のための交通費

バス、電車等の交通機関を利用した場合（子供の通院に付添が必要な場合などは付添人の交通費も含む）は対象となりますが、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。なお、タクシーは電車・バスが利用できない場合や急を要する場合以外は対象外です。

◎健康診断・人間ドック等の費用

疾病の治療を行うものではないので、原則として対象外となります。ただし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その疾病の治療を行った場合には、健康診断等の費用も対象となります。

◎歯の治療費

保険適用がない材料（金やポーセレンなどの一般的なもの）を使用した治療なども対象となります。また、歯列矯正の費用は年齢や矯正の目的などからみて必要と認められる場合は対象となりますが、容ぼうを美化するための費用は対象外です。

◎マッサージ代やはり代

治療のためのマッサージ代やはり代は対象となりますが、健康維持の場合は対象外です。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は対象となります。

◎不妊症の治療費や人工授精の費用

医師による不妊症の治療費及び人工授精の費用は対象となります。

◎寝たきりの者のおむつ代

傷病によりおむね6ヵ月以上寝たきりで医師の治療を受けている者のおむつ代は対象となります（おむつ使用証明書等が必要）。